

## 政策評価審議会 政策評価制度部会（第3回）議事要旨

1. 日 時 平成27年10月6日(火)10時00分から12時00分

2. 場 所 中央合同庁舎第2号館 第1特別会議室

3. 出席者

(委員)

岡素之政策評価審議会長、谷藤悦史部会長、藤井真理子部会長代理、牛尾陽子委員、田中弥生委員、薄井充裕臨時委員、白石小百合臨時委員、森田朗臨時委員、小野達也専門委員、加藤浩徳専門委員、岸本充生専門委員

(総務省)

新井行政評価局長、讃岐官房審議官、古市官房審議官、吉開総務課長、中井企画課長、菅原政策評価課長、平野企画課企画官、川村政策評価課企画官、山田政策評価課企画官、飯塚客観性担保評価推進室長

4. 議題

1 目標管理型の政策評価の改善方策の検討

2 規制に係る政策評価の改善方策の検討

3 その他

(1) 平成27年度における政策評価の点検

(2) 政策評価ポータルサイトの利便性向上等

5. 資料

資料1－1 目標管理型評価ワーキング・グループにおける検討状況

資料1－2 目標管理型評価ワーキング・グループにおける検討について（谷藤主査提出資料）

資料2 規制評価ワーキング・グループにおける検討状況

資料3 平成27年度における政策評価の点検

資料4 政策評価ポータルサイトの更なる利便性の向上等の取組

資料5 次回以降の審議日程

参考資料1 政策評価制度部会関係資料

参考資料2 政策評価制度について（概要）

- 参考資料 3 政策評価制度部会における当面の取組事項（第 2 回政策評価審議会資料）
- 参考資料 4 目標管理型の政策評価について（概要）
- 参考資料 5 目標管理型の政策評価の点検結果
- 参考資料 6 規制の事前評価の点検結果について（第 2 回政策評価審議会参考資料）

## 6. 会議経過

（1）事務局から、「目標管理型の政策評価の改善方策の検討」について、資料 1 - 1 に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。意見等の概要は以下のとおり。

- ・ 目標管理型の政策評価について、目標管理型の政策評価になじまないと考えられる施策が含まれていたため、目標管理型の政策評価になじむものとなじまないものを整理する必要があるとの意見があった。
- ・ 目標管理型の政策評価について、各府省の作業負担が重い一方で、成果がそれほどではなく、費用対効果が良くないのではないかとの意見があった。
- ・ 目標管理型の政策評価は、政策のまとまりが大きくなるほど評価が難しくなり、論理的な評価がなされていない印象があるため、評価の対象範囲を検討し、類型化して整理していく必要があるとの意見があった。
- ・ 目標に対する各府省の施策の因果関係がはっきりしないため、アウトカムに対してアウトプットがどの程度貢献するか検討した方がよいとの意見があった。
- ・ 政策評価が、政策の品質の向上や政策の合理化を目的とするものであれば、民間のノウハウを利用することができるのではないかという意見があった。
- ・ 民間のノウハウをそのまま取り入れるのではなく、行政との違いを明確にした上でうまく取り入れる必要があるとの意見があった。
- ・ 目標を決めることの目的の一つに、職員が目標を共有する点があるとの意見があった。
- ・ 事前分析表や評価結果がマネジメントや政策改善に役立てられているかについて、その実態を各府省へヒアリングを行う等により把握する必要があるとの意見があった。
- ・ 目標管理型の政策評価について、各府省がこの手法は役に立つと思ってくれることが必要であるとの意見があった。
- ・ 政策評価制度はそもそも何を狙っている制度なのか。各府省が自らの政策の改善を図ることか、サービスの向上などの顧客満足度を上げることか、会計検査のようなものを期待するのか、必ずしも明確でないので整理する必要があるのではないかとの意見があった。
- ・ 政策を類型化し、分類ごとに評価の仕方を変えていくことが必要であり、政

策の何を評価するかが分かると、目標の立て方や評価の仕方が見えてくるとの意見があった。

(2) 事務局から、「規制に係る政策評価の改善方策の検討」について、資料2に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。意見等の概要は以下のとおり。

- ・ 規制を類型化・選別し、重要なものを評価するとともに、各府省が評価書を作成するに当たり、負担にならない様式を作ることが必要との意見があった。
- ・ 規制評価を行う際のベースラインを明確にした上で、規制以外の手段も含め、複数の代替案について議論するなど、実質的な意思決定に役立てることが必要との意見があった。
- ・ 規制の事前評価書が作成・公表されるタイミングが遅いのではないかとこの意見に対し、何故、作成・公表のタイミングが遅くなっているかの原因分析を行うべきではないかとこの意見があった。
- ・ 規制緩和について、緩和後にどのような社会的インパクトがあったのかを事後的に評価する仕組みが必要ではないかとこの指摘に対し、現行そのような評価は、規制の政策評価ではなく目標管理型評価の範ちゅうではないかとこの意見があった。
- ・ 規制される側から規制に対してどのような反応があるか、また、反応に対してどのようにフィードバックを行うかについて検討してほしいとの意見があった。これに対し、政策形成に当たり、客観的・科学的なエビデンスに基づく議論を行い、その内容をオープンにすることで、社会的に内容の妥当性を説明することが重要との意見があった。
- ・ 規制の事前評価について、費用便益分析を基本としつつも、無理に定量化させず、定性的な評価、分析と組み合わせて行う必要があるとの意見があった。
- ・ 規制の新設改廃が社会にどう影響するか、規制後の社会情勢の変化を総合的に判断する必要があるのではないかとこの意見に対し、規制の事前評価と規制改革会議が行う規制レビューとの連携を図ることを検討すべきとの意見があった。

(3) 事務局から、「平成27年度における政策評価の点検」について、資料3に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。意見等の概要は以下のとおり。

- ・ 公共事業評価について、期間が長いものであり、新規事業や継続事業について、少子高齢化など、日本の現状と評価がずれていないか、ずれている場合はどの程度であるか見る必要があるとの意見があった。
- ・ 公共事業評価の点検について、類似した事業でも異なる手法を用いて評価を行っているものがあり、府省横断的に評価手法について検討したいとの意見が

あった。

- ・ 公共事業評価の点検において、行政評価局・管区支局による情報収集を行うことについて、最近は中央と地方との連携が薄いように感じていたところであり、是非続けていってほしいとの意見があった。

(4) 事務局から、「政策評価ポータルサイトの更なる利便性の向上等」について、資料4に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。意見等の概要は以下のとおり。

- ・ 政策評価ポータルサイトの運用について、ポータルサイトを誰にどのように活用してほしいのかを明確にする必要があるとの意見があった。

(5) 事務局から、次回以降の審議日程について、資料5に沿って説明が行われた。

以上

(文責：総務省行政評価局)